

報告第 8 号

工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（2期工事））
の変更に係る専決処分の報告について

工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（2期工事））の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 6 月 2 日

西脇市長 片 山 象 三

西脇市専決第5号

工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（2期工事））
の変更について

工事請負契約（喜多前坂黒田井堰改修工事（2期工事））の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年5月8日

西脇市長 片山 象三

記

- 1 工 事 名 喜多前坂黒田井堰改修工事（2期工事）
- 2 変更前契約金額 金225,616,600円
- 3 変更後契約金額 金228,219,200円
- 4 変更増金額 金2,602,600円
- 5 契約の相手方 西脇市西脇 771番地の86
池田建設株式会社 西脇支店
支店長 樋口 哲

参考資料（報告第8号関係）

工 事 概 要

- 1 工事場所
西脇市黒田庄町船町
- 2 工事種別
土木工事
- 3 変更概要
 - (1) 主な変更内容
 - ア 仮設工事
 - (ア) 残土処分数量の減、鋼矢板工（応急復旧工）の追加
 - (イ) 大型土のう及び仮締切盛土の追加
 - イ 本工事
 - かごマット（応急復旧工）の追加
 - (2) 金額
2,602,600円の増額（約 1.2%増）
- 4 工 期
議決の日から 510日間（ 210日間の延伸）

変更概要図 2 (計画平面図)



